

熊本県公報

号外 第 44 号
平成 19 年 12 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課) 8
○熊本県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(") 13
○熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例	(") 14
○熊本県職員等の修学部分休業に関する条例	(") 16
○熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例	(") 17
○熊本県知事等の給与の特例に関する条例	(") 17
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(") 18
○熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(") 19
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営課) 19
○熊本県公益認定等審議会条例	(私学文書課) 23
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(企業立地課) 23
○熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例	(障害者支援総室) 24
○熊本県豊表格付条例の一部を改正する条例	(農 産 課) 26
○熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(河 川 課) 26
○熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(") 26
○熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例	(") 26
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(高校教育課) 27
○県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 27
○熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課) 28
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 28
○熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 39
○熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 42
○熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(") 44
○熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(") 46
○熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(") 47

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 現行の育児休業制度について再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加及び育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定等を改正することとした。(第 3 条・第 8 条関係)
- 2 育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入に伴い、次のとおり関係規定を整備することとした。(第 10 条－第 27 条関係)
 - (1) 育児短時間勤務制度に関する規定を整備することとした。
 - (2) 次に掲げる給与に関する条例の特例を規定することとした。
 - ア 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例
 - イ 熊本県立学校職員の給与に関する条例
 - ウ 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例
 - エ 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 - オ 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (3) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に関する規定を整備することとした。

- 3 育児部分休業の承認要件を緩和することとした。(第 29 条関係)
- 4 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、育児休業及び部分休業に関する改正規定並びに経過措置については、公布の日から施行することとした。
- 5 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置を規定することとした。(附則第 2 項・第 3 項関係)

◇熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間を規定し、再任用短時間勤務職員の定義を改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りについて規定することとした。(第 3 条関係)
- 3 特別の勤務形態によって勤務する育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の週休日について規定することとした。(第 4 条関係)
- 4 育児短時間勤務職員等の正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定することとした。(第 8 条関係)
- 5 育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇について規定することとした。(第 12 条関係)
- 6 非常勤職員から任期付短時間勤務職員を除くこととした。(第 17 条関係)
- 7 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 この条例改正に伴い、熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の関係規定を整理することとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例

- 1 条例の趣旨として職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めることとした。(第 1 条関係)
- 2 任命権者は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認することができることとした。(第 2 条関係)
- 3 自己啓発等休業の承認に係る期間を 3 年とすることとした。(第 3 条関係)
- 4 大学等課程の履修のための休業の理由の対象となる教育施設及び奉仕活動を定めることとした。(第 4 条・第 5 条関係)
- 5 自己啓発等休業の承認の申請に当たっては、期間、内容を明らかにすることとした。(第 6 条関係)
- 6 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができることとした。(第 7 条関係)
- 7 任命権者が自己啓発等休業に係る承認の取消事由を定めることとした。(第 8 条関係)
- 8 自己啓発等休業をしている職員の状況について、任命権者に報告しなければならないこととした。(第 9 条関係)
- 9 自己啓発等休業をした職員が復帰した場合の号給の調整及び自己啓発等休業をした職員の退職手当について定めることとした。(第 10 条・第 11 条関係)
- 10 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 11 この条例改正に伴い、熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の関係規定を整備することとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県職員等の修学部分休業に関する条例

- 1 条例の趣旨として職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めることとした。(第 1 条関係)
- 2 任命権者は、1 週間を通じて 20 時間を超えない範囲内で、修学部分休業の承認を行うものとした。(第 2 条第 1 項関係)
- 3 休業の理由の対象となる教育施設を定めることとした。(第 2 条第 2 項関係)
- 4 修学部分の承認に係る期間を 2 年とすることとした。(第 2 条第 3 項関係)
- 5 修学部分休業取得中の給与は、勤務しない 1 時間当たりの給与の額を減額して支給することとした。(第 3 条関係)
- 6 任命権者が修学部分休業の承認を取り消す場合を定めることとした。(第 4 条関係)
- 7 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例

- 1 条例の趣旨として職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとした。(第 1 条関係)
- 2 高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて 20 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとした。(第 2 条関係)
- 3 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、減額して給与を支給することとした。(第 3 条関係)
- 4 高齢者部分休業の承認を受けて職員が勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、退職手当の取扱いにおいて、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を在職期間から除算することとした。(第 4 条関係)

- 5 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることとした。(第 5 条関係)
- 6 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができることとした。(第 6 条関係)
- 7 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県知事等の給与の特例に関する条例

- 1 知事、副知事、出納長、教育長及び常勤の監査委員の給与について、次のとおり支給額を削減することとした。
 - (1) 知事 給料月額額の 100 分の 15 及び期末手当の 100 分の 10 を削減
 - (2) 副知事、出納長、教育長及び常勤の監査委員 給料月額額の 100 分の 10 及び期末手当の額の 100 分の 5 を削減
- 2 部長級の職員の管理職手当の額について、100 分の 10 を削減することとした。
- 3 期間は、平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 までとすることとした。
- 4 この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等について、月額特殊勤務手当の特例を設けることとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 1 船員保険の失業部門を雇用保険制度に統合することを規定した雇用保険法等の一部を改正する法律附則第 62 条の施行期日が「平成 22 年 4 月 1 日」から「日本年金機構法の施行の日」に改正されたため、熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第 1 条ただし書について「平成 22 年 4 月 1 日」を「日本年金機構法の施行の日」に改正することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村等が処理することとし、別表を改正することとした。(別表関係)
 - (1) 公有水面埋立法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の埋立に関する事務 移譲先：天草市(別表第 1 号関係)
 - (2) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務のうち、墓地等の経営許可等に関する事務 移譲先：天草市、上天草市及び合志市(別表第 3 号関係)
 - (3) 国有財産法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の農林水産大臣所管の国有財産に関する事務 移譲先：天草市(別表第 5 号関係)
 - (4) 中小企業等協同組合法に基づく事務のうち、事業協同組合等(その地区が一の市町村の区域を越えないものに限る。)の設立認可等に関する事務(新規) 移譲先：熊本市(別表第 9 号関係)
 - (5) 火薬類取締法に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務 移譲先：宇土市、上天草市及び宇城広域連合(宇城広域連合にあっては、煙火の消費の許可等に関する事務に限る。)(別表第 11 号関係)
 - (6) 水道法に基づく事務のうち、簡易専用水道の指導監督等に関する事務 移譲先：荒尾市、水俣市及び玉名市(別表第 19 号関係)
 - (7) 中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務のうち、協業組合(その事務のすべてが一の市町村の区域内にあるものに限る。)設立認可等に関する事務(新規) 移譲先：熊本市(別表第 20 号関係)
 - (8) 分収林特別措置法に基づく事務のうち、分収林契約に係る募集等の届出の受理等に関する事務 移譲先：熊本市、天草市(別表第 21 号関係)
 - (9) 老人福祉法に基づく事務のうち、老人居宅生活支援事業の届出の受理等に関する事務 移譲先：天草市(別表第 23 号関係)
 - (10) 都市計画法に基づく事務のうち、都市計画施設等の区域内における建築の規制、都市計画の決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務 移譲先：人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、富合町、長洲町、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町及び芦北町(大津町は都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事務に限る。)(別表第 27 号関係)
 - (11) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務 移譲先：宇城広域連合(別表第 28 号関係)
 - (12) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、土地を譲渡する場

- 合の届出等に関する事務 移譲先：人吉市、荒尾市、水俣市、宇土市、阿蘇市、合志市、富合町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町及び芦北町（別表第 32 号関係）
- (13) 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置等に関する事務 移譲先：甲佐町（別表第 35 号関係）
- (14) 被災市街地復興特別措置法に基づく事務のうち、土地の形質の変更等の許可等に関する事務（新規） 移譲先：荒尾市、玉名市、菊池市、宇土市、阿蘇市、富合町、長洲町、嘉島町、益城町（別表第 37 号関係）
- 2 租税特別措置法の改正に伴い根拠条文を変更することとした。（別表第 18 号関係）
- 3 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 条例の施行の際知事が行った処分等で現に効力を有するもの又は条例施行日前に知事に対してなされた申請等は、条例施行日以後事務を移譲する市町村等の長が行った処分等又は条例施行日以後事務を移譲する市町村等の長に対してなされた申請等とみなす旨の経過措置を定めることとした。

◇熊本県公益認定等審議会条例

- 1 合議制の機関の名称を「熊本県公益認定等審議会」とし、条例の趣旨を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 審議会の組織及び委員の資格について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 委員の任期、職権の行使、身分保障及び服務について定めることとした。（第 3 条－第 6 条関係）
- 4 審議会の会長の設置及び職務等について定めることとした。（第 7 条関係）
- 5 専門委員の設置及び資格等について定めることとした。（第 8 条関係）
- 6 部会の設置及び組織等について定めることとした。（第 9 条関係）
- 7 審議会の議事について定めることとした。（第 10 条関係）
- 8 委任事項について定めることとした。（第 11 条関係）
- 9 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県工場等設置奨励条例の一部改正（第 1 条）
- (1) 奨励措置を受ける工場等に情報通信業、情報通信技術利用業の用に供する設備を追加し、併せて規定を整備することとした。（第 2 条第 1 号関係）
- (2) 奨励措置を受ける地域等に、法第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域を追加することとした。（第 2 条第 6 号関係）
- (3) 適用工場等として指定する工場等に、同意集積区域内にあって、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（以下「総務省令」という。）第 3 条の適用を受けるものを有する工場等を追加することとした。（第 3 条関係）
- 2 熊本県税特別措置条例の一部改正（第 2 条）
- (1) 総務省令が施行されたことに伴い、同意集積区域内に総務省令第 3 条に規定する対象施設を設置した事業者に対する課税免除に関する規定を設けることとした。（第 4 条の 13 関係）
- (2) その他所要の規定を整備することとした。（第 1 条・第 4 条の 7・第 5 条－第 8 条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例

- 1 現行の掛金の額を加入時の年齢に応じて次のとおり引き上げることとした。（別表第 2 関係）

（掛金月額、単位：円）

加入時の年齢区分	現 行	改 正 後
35 歳未満	3,500	9,300
35 歳以上 40 歳未満	4,500	11,400
40 歳以上 45 歳未満	6,000	14,300
45 歳以上 50 歳未満	7,400	17,300
50 歳以上 55 歳未満	8,900	18,800
55 歳以上 60 歳未満	10,800	20,700
60 歳以上 65 歳未満	13,300	23,300

- 2 掛金の引き上げに伴い、弔慰金及び脱退一時金の給付額を次のとおり見直すこととした。
- (1) 加入者が生存中に心身障害者が死亡した場合に支給する弔慰金の額を、加入年数に応じて、次のとおり増額することとした。（第 15 条関係）

(単位：円)

加 入 年 数	現 行	改 正 後
1 年以上 5 年未満	20,000	50,000
5 年以上 20 年未満	50,000	125,000
20 年以上	100,000	250,000

(2) 加入者が本制度から脱退する場合等に支給する脱退一時金の額を、加入年数に応じて、次のとおり増額することとした。(第 15 の 2 関係)

(単位：円)

加 入 年 数	現 行	改 正 後
5 年以上 10 年未満	30,000	75,000
10 年以上 20 年未満	50,000	125,000
20 年以上	100,000	250,000

3 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

4 次の経過措置を設けることとした。

(1) この条例の施行の際現に改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例の規定により熊本県心身障害者扶養共済制度に加入している者等(以下「改正前加入者」という。)について、掛金の特例を設けることとした。(附則第 2 項・第 3 項関係)

(2) 改正前加入者については、弔慰金及び脱退一時金の支給について特例を設けることとした。(附則第 4 項・第 5 項関係)

(3) この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額及び加入者の申出並びに口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例によることとした。(附則第 6 項関係)

◇熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例

- 1 畳表の定義を改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 詐欺その他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者に対して、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)を上限とする過料に処することとした。(第 6 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者に対して、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)を上限とする過料に処することとした。(第 6 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例

- 1 条例の目的を明確に示すこととした。(第 1 条関係)
- 2 1 の改正に伴い関係規定を整理することとした。(第 13 条関係)
- 3 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対して、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)を上限とする過料に処することとした。(第 15 条関係)
- 4 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次の条例に引用されている学校教育法の条項を改めることとした。
 - (1) 熊本県育英資金貸与基金条例
「第 82 条の 2」→「第 124 条」(第 7 条関係)
 - (2) 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例
「第 45 条第 3 項」→「第 54 条第 3 項」(第 2 条関係)
 - (3) 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
「第 68 条の 2 第 4 項第 2 号」→「第 104 条第 4 項第 2 号」(第 2 条関係)
 - (4) 熊本県認定こども園の認定基準に関する条例
「第 78 条各号」→「第 23 条各号」(第 2 条関係)
- 2 この条例は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 単位制でない定時制に係る授業料の額及び納付方法について削り、その他規定

- を整備することとした。(第 2 条第 1 項・第 2 項関係)
- 2 定時制の授業料について、経済的理由により一時に納付が困難と知事が認めた者に係る授業料は、2 回に分割して納付することができる旨を追加することとした。(第 2 条第 3 項関係)
 - 3 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - 4 この条例の施行の前日から引き続き高等学校定時制課程に在学するものについては、入学から 4 年間に限り、現行の月割り納付を認める等の経過措置を置くこととした。(附則第 2 項関係)
 - 5 1 の改正に伴い、平成 20 年度の授業料の額について経過措置を規定している県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例附則第 2 項について、規定を整備することとした。(附則第 3 項関係)

◇熊本市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等に対しては、へき地手当及びこれに準ずる手当を支給しないことを規定することとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給料表の別表第 1 から別表第 4 までを国に準じて改定することとした。
- 2 次の手当を改定することとした。
 - (1) 扶養手当(第 8 条・第 9 条関係)
配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額(職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。)1 人につき 6,000 円を 6,500 円とすることとした。
 - (2) 地域手当(第 9 条の 4 及び第 10 条第 5 項関係)
第 9 条の 4 に規定する地域手当を廃止し、併せて関係規定を整理することとした。
 - (3) 特定幹部職員以外の職員(再任用職員を除く。)の勤勉手当(第 15 条の 6 関係)
 - ア 平成 19 年 12 月期の支給月数 0.725 月を 0.775 月とすることとした。
 - イ 平成 20 年度の支給月数を 6 月及び 12 月期ともに 0.75 月とすることとした。
- 3 育児短時間勤務制度導入に伴い、所要の整備を行うこととした。(第 5 条の 2 関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 及び 2 (1) の改定は平成 19 年 4 月 1 日から、2 (3) アの改定は平成 19 年 12 月 1 日から適用し、2 (2)、2 (3) イ及び 3 の改定は平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 次の経過措置を定めることとした。
 - (1) 新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員について、必要に応じて号給の調整を行うこととした。(附則第 3 項・第 4 項関係)
 - (2) この条例による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととした。(附則第 5 項関係)
 - (3) 2 (2) の改正に伴う経過措置を定めることとした。(附則第 6 項―第 8 項関係)

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 別表の給料表を人事委員会勧告に従い改定することとした。(別表関係)
- 2 次の手当を改定することとした。
 - (1) 扶養手当(第 9 条・第 10 条関係)
配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額(職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。)1 人につき 6,000 円を 6,500 円とすることとした。
 - (2) 地域手当(第 10 条の 3・第 11 条第 5 項・第 18 条関係)
第 10 条の 3 に規定する地域手当を廃止し、併せて関係規定を整理することとした。
 - (3) 勤勉手当(再任用職員を除く。)(第 17 条関係)
 - ア 平成 19 年 12 月期の支給月数 0.725 を 0.775 月とすることとした。
 - イ 平成 20 年度の支給月数を 6 月及び 12 月期ともに 0.75 月とすることとした。
- 3 育児短時間勤務制度導入及びその他の規定を整備することとした。(第 6 条の 2・第 13 条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 及び 2 (1) の改定は平成 19 年 4 月 1 日から、2 (3) アの改定は平成 19 年 12 月 1 日から適用し、2 (2)、2 (3) イ及び 3 の改定は平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 次の経過措置を定めることとした。
 - (1) 新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員について、必要に応じて号給の調整を行うこととした。(附則第 3 項・第 4 項関係)
 - (2) この条例による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例の規定に基

- づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととした。(附則第 5 項関係)
- (3) 2 (2) の改正に伴う経過措置を定めることとした。(附則第 6 項 - 第 8 項関係)
- 6 2 (2) の改正に伴い、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例について、所要の整理を行うこととした。(附則第 10 項・第 11 項関係)

◇熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 別表の給料表を人事委員会勧告に従い改定することとした。(別表関係)
- 2 育児短時間勤務制度導入に伴う所要の整備を行うこととした。(第 6 条の 2 関係)
- 3 この条例は公布の日から施行することとした。ただし、1 の改定は平成 19 年 4 月 1 日から適用し、2 の改定は平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 次の経過措置を定めることとした。
- (1) 新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員について、必要に応じて号給の調整を行うこととした。(附則第 3 項・第 4 項関係)
- (2) この条例の改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととした。(附則第 5 項関係)

◇熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「技労職員条例」という。)第 4 条の 3 及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「企業職員条例」という。)第 6 条の 3 に規定する地域手当を廃止し、併せて、関係規定を整理することとした。(技労職員条例第 4 条の 3・第 4 条の 6 第 2 項・第 16 条及び企業職員条例第 6 条の 3・第 7 条の 2 第 2 項・第 19 条の 2 関係)
- 2 育児のための部分休業の対象となる子の範囲を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」とすることとした。(技労職員条例第 14 条第 2 項・企業職員条例第 17 条第 2 項関係)
- 3 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、給与を減額することとした。(技労職員条例第 14 条第 3 項・企業職員条例第 17 条第 3 項関係)
- 4 職員が自己啓発等休業の承認を受けて勤務しない場合は、給与を支給しないこととした。(技労職員条例第 14 条の 5・企業職員条例第 18 条の 4 関係)
- 5 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員等に対して適用除外とすることとした。(技労職員条例第 16 条・企業職員条例第 19 条の 2 関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1、3、4 及び 5 の規定については、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 7 1 の改正に伴う経過措置を定めることとした。(附則第 2 項 - 第 4 項関係)

◇熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特定任期付の職員の 12 月期の期末手当 1.75 月を 1.8 月に改定することとした。
- 2 現行の専門的知識経験等を有する者の任期付採用に加え、任期付採用の対象を次の場合にも可能とすることとした。(第 3 条関係)
- (1) 一定期間内に業務終了が見込まれる場合
- (2) 一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合
- 3 任期付短時間勤務職員の採用を次の場合に可能とすることとした。(第 4 条関係)
- (1) 2 (1) 及び (2) に該当する場合
- (2) 住民へ直接提供されるサービスの向上に資する場合
- (3) 修学部分休業、高齢者部分休業、育児部分休業、介護休暇の承認を受けた職員が勤務しない時間に勤務する場合
- 4 任期期間は 3 年(特に必要な場合は 5 年)を限度とし、その任期を超えない範囲で任期の更新を可能とすることとした。(第 5 条・第 6 条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、3、及び 4 の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 1 の改定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用することとした。

◇熊本県一般職の任期付研究員の採用に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第 2 号任期付研究員の給料月額を改定することとした。(第 5 条第 2 項関係)
- 2 任期付研究員の期末手当に関する期末手当基礎額に乗じる割合を改めることとした。(第 6 条第 2 項関係)
- 3 第 1 号任期付研究員が育児短時間勤務をする場合における当該研究員の勤務時間について規定することとした。(第 7 条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第 7 条第 2 項の改正

規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)

条 例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 65 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成 4 年熊本県条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2、第 7 条並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 7 条、第 8 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 42 条」に改める。

第 2 条第 6 号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第 3 条第 1 号中「この号において」及び「の取得」を削り、「育児休業の承認を」を「当該育児休業の承認が」に、「子若しくは」を「子又は」に、「若しくは養子縁組等」を「又は養子縁組等」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際、両親が養育期間を分けて当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第 5 条の 2 の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第 5 条の 3 とする。

第 5 条第 1 号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第 5 条の 2 任命権者は、育児休業法第 6 条第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第 6 条を次のように改める。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第 6 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第 7 条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条第 1 項中「(昭和 28 年熊本県条例第 56 号)の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、「、第 6 条の 3 第 1 項」を「、同条例第 6 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「熊本県職員等退職手当支給条例」を「退職手当条例」に改める。

第 8 条中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第 9 条を次のように改める。

(部分休業の承認)

第 9 条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 勤務時間規則で定める特別休暇で、職員が生後 3 年に達しない生児を育てる場合におけるものを承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 10 条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付する。

第 11 条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付する。

第 2 条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」の次に「、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条(これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。)、第 17 条、第 18 条第 3 項」を加

える。

第 3 条第 1 号中「(平成 7 年熊本県条例第 13 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第 12 条を第 32 条とする。

第 11 条中「第 5 条」を「第 14 条」に改め、同条を第 31 条とする。

第 10 条中「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)」を「市町村立学校職員給与条例」に改め、同条を第 30 条とする。

第 9 条を第 29 条とする。

第 8 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 28 条とする。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

第 7 条を第 9 条とし、同条の次に次の 18 条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員

(5) 育児短時間勤務(育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前休暇を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第 14 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児短時間勤務の承認が、第 14 条第 3 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際、両親が養育期間を分けて当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態)

第 12 条 育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1 回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1) 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 20 時間、24 時間又は 25 時間となるように勤務すること。

(2) 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 20 時間、24 時間又は 25 時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第 13 条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書に

より、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第 14 条 育児休業法第 12 条において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をしている職員についての一般職給与条例の特例)

第 15 条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第 5 条第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 5 条第 10 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第 10 条第 3 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第 13 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を乗じて得た額とする
第 15 条の 5 第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 15 条の 5 第 5 項及び第 15 条の 6 第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 15 条の 5 第 5 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第 15 条の 5 第 6 項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

(育児短時間勤務をしている職員についての県立学校職員給与条例の特例)

第 16 条 育児短時間勤務をしている職員についての県立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た
------------	------	---

		額とする
第 6 条第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 6 条第 10 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第 11 条第 3 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第 13 条第 2 項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第 13 条第 2 項	第 3 項	第 2 項
第 16 条第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 16 条第 5 項及び第 17 条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 16 条第 6 項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

（育児短時間勤務をしている職員についての市町村立学校職員給与条例の特例）
 第 17 条 育児短時間勤務をしている職員についての熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 6 条第 10 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第 10 条、第 11 条の 2、第 15 条及び第 16 条	県立学校職員の例	熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号）第 16 条の規定により読み替えられた県立学校職員の例

（育児短時間勤務をしている職員についての一般職任期付職員条例の特例）
 第 18 条 育児短時間勤務をしている職員についての熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 1 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 7 条第 3 項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（育児短時間勤務をしている職員についての一般職任期付研究員条例の特例）
 第 19 条 育児短時間勤務をしている職員についての熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 2 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 3 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）第 2 条第 2 項の規定により
------------	------	---

		定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 5 条第 4 項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情）

第 20 条 育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 過員を生ずること。

（2） 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第 21 条 任命権者は、育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）

第 22 条 育児休業法第 17 条に規定する育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与については、第 15 条から第 19 条までの規定を準用する。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第 23 条 退職手当条例第 6 条の 3 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第 6 条の 3 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第 24 条 第 6 条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての一般職給与条例の特例）

第 25 条 短時間勤務職員についての一般職給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 5 条第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 10 条第 3 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
第 13 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 15 条の 7 第 1 項及び第 15 条の 9	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
第 15 条の 8 の	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

2 第 1 項

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての県立学校職員給与条例の特例)
 第 26 条 短時間勤務職員についての県立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第 6 条第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 11 条第 3 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)
第 13 条第 2 項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
第 13 条第 2 項	第 3 項	第 4 項
第 18 条	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の特例)
 第 27 条 短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第 6 条第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 10 条及び第 11 条の 2	県立学校職員の例	熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成 4 年熊本県条例第 14 号)第 26 条の規定により読み替えられた県立学校職員の例

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の 3 を第 7 条とし、第 5 条の 2 を第 6 条とする。

附 則
 (施行期日)

- この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の熊本県職員等の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 6 条の規定は、育児休業をした職員が平成 19 年 8 月 1 日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 44 号)の施行の際現に育児休業をしている職員が平成 19 年 8 月 1 日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第 6 条の規定の適用については、同条中「100 分の 100 以下」とあるのは、「100 分の 100 以下(当該期間のうち平成 19 年 8 月 1 日以前の期間については、2 分の 1)」とする。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 66 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項、第 3 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「地方公務員法」の次に「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法」を加え、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 32 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日と設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

第 3 条第 2 項ただし書を次のように改める。

ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 8 時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 8 時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては 8 日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して人事委員会規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第 17 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和 31 年熊本県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 67 号

熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、熊本県の一般職の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「職員」と総称する。）の自己啓発等休業（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が認める場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあっては 3 年とする。

(大学等教育施設)

第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第 104 条第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前 2 号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(4) 前 3 号に準ずる教育施設で任命権者が認めるもの

(奉仕活動)

第 5 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 前号に準ずる奉仕活動で任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第 6 条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第 7 条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第 3 条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が認める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。

3 第 2 条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第 8 条 法第 26 条の 5 第 5 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第 9 条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。
(職務復帰後における号給の調整)
- 第 10 条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのものうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては 100 分の 100 以下、それ以外のものにあつては 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
(退職手当の取扱い)
- 第 11 条 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和 28 年熊本県条例第 56 号。以下「退職手当条例」という。)第 6 条の 3 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第 6 条の 3 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数(法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の任命権者が認める要件に該当する場合については、その月数の 2 分の 1 に相当する月数)」とする。
- 附 則
- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 3 項に次の 2 号を加える。
(5) 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の規定による自己啓発等休業をした期間
(6) 教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 26 条の規定による大学院修学休業をした期間

熊本県職員等の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 68 号

熊本県職員等の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

- 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 26 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、熊本県の一般職の職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に規定する職員(以下「職員」と総称する。)の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
(修学部分休業)
- 第 2 条 修学部分休業の承認は、1 週間を通じて 20 時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。
- 2 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。
- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等専門学校及び大学
 - (2) 学校教育法第 124 条に規定する専修学校
 - (3) 学校教育法第 134 条に規定する各種学校
 - (4) その他前 3 号に準ずる教育施設として任命権者が認めるもの
- 3 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める期間は、2 年とする。
(修学部分休業取得中の給与)
- 第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職給与条例」という。)第 12 条、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校職員給与条例」という。)第 19 条又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第 18 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに特殊勤務手当(月額をもって定める手当に限る。)の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。
- 2 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する一般職給与条例第 10 条第 3 項第 2 号及び県立学校職員給与条例第 11 条第 3 項第 2 号(市町村立学校職員給与条例第 10 条において、県立学校職員の例による場合を含む。)の規定の適用については、一般職給与条例第 10 条第 3 項第 2 号及び県立学校職員給与条例第 11 条第 3 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び修学部分休業の承認を受け

て勤務しない職員」とする。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第 4 条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 69 号

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 3 の規定に基づき、熊本県の一般職の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「職員」と総称する。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて 20 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の条例で定める期間は、5 年とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職給与条例」という。）

第 12 条、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校職員給与条例」という。）第 19 条又は熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第 18 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに特殊勤務手当（月額をもって定める手当に限る。）の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する一般職給与条例第 10 条第 3 項

第 2 号及び県立学校職員給与条例第 11 条第 3 項第 2 号（市町村立学校職員給与条例第 10 条において、県立学校職員の例による場合を含む。）の規定の適用については、一般職給与条例第 10 条第 3 項第 2 号及び県立学校職員給与条例第 11 条第 3 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員及び高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

(高齢者部分休業に係る退職手当の取扱い)

第 4 条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が 1 週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 28 年熊本県条例第 56 号）第 7 条第 1 項から第 6 項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第 7 項中「前各項」とあるのは「前各項及び熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 69 号）第 4 条」と、同条第 9 項中「前各項」とあるのは「前各項及び熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例第 4 条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 5 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 6 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 70 号

熊本県知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事及び出納長の給料及び期末手当の額の特例)

- 第 1 条 平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長の給料月額、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 111 号。以下「知事等給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、知事等給与条例別表第 1 に定める額(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 14 号。以下「平成 18 年改正条例」という。)附則第 2 項の適用を受ける者にとっては、同項に規定する差額に相当する額として支給される額を合算した額)から、その額に 100 分の 15(副知事及び出納長においては、100 分に 10)を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額(平成 18 年改正条例附則第 2 項の適用を受ける者にとっては、同項に規定する差額に相当する額として支給される額を合算した額)とし、熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 5 号。以下「知事等退職手当支給条例」という。)第 4 条に規定する退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。
- 2 特例期間に支給される知事、副知事及び出納長の期末手当の額は、知事等給与条例第 4 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に 100 分の 10(副知事及び出納長においては、100 分の 5)を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長等の給料及び期末手当の額の特例)

- 第 2 条 特例期間における教育長及び常勤の監査委員(以下「教育長等」という。)の給料月額は、熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和 63 年熊本県条例第 21 号。以下「教育長等給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、教育長等給与条例別表第 1 に定める額(平成 18 年改正条例附則第 2 項の適用を受ける者にとっては、同項に規定する差額に相当する額として支給される額を合算した額)から、その額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額(平成 18 年改正条例附則第 2 項の適用を受ける者にとっては、同項に規定する差額に相当する額として支給される額を合算した額)とし、知事等退職手当支給条例第 4 条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。
- 2 特例期間に支給される教育長等の期末手当の額は、教育長等給与条例第 4 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に 100 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(管理職手当の額の特例)

- 第 3 条 特例期間における熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)第 7 条の 2 第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員(同条例別表第 1 に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものに限る。)の管理職手当の月額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額に 100 分の 10 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定による額とする。

附 則

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 71 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 第 1 条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 31 年熊本県条例第 35 号)の一部を次のように改正する。
- 第 25 条の 20 の見出しを「(育児短時間勤務をしている職員等の特例)」に改め、同条中「地方公務員法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法」に改め、「第 2 条第 2 項」の次に、「第 3 項又は第 4 項」を加える。
- (熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 第 2 条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 41 号)の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 2 項中「地方公務員法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承

認を受けた職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法」に改め、「第 2 条第 2 項」の次に「、第 3 項又は第 4 項」を加える。
 附 則
 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 72 号

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 44 号)の一部を次のように改正する。
 附則第 1 条ただし書中「平成 22 年 4 月 1 日」を「日本年金機構法(平成 19 年法律第 109 号)の施行の日」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 73 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。
 別表第 1 号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、天草市」を加え、同表第 3 号市町村等の欄中「、菊池市」を「、天草市、菊池市、上天草市、合志市」に改め、同表第 5 号事務の欄中「区域内」を「漁港区域内」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、天草市」を加え、同表中第 65 号を第 68 号とし、第 35 号から第 64 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 34 号を第 36 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

<p>37 被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 7 条第 1 項の規定による許可に関する事務</p> <p>(2) 法第 7 条第 5 項の規定による命令に関する事務</p> <p>(3) 法第 7 条第 6 項の規定による措置及び公告に関する事務</p> <p>(4) 法第 8 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定による被災市街地復興推進地域内の土地の買取りに関する事務</p>	<p>荒尾市、玉名市、菊池市、宇土市、阿蘇市、富合町、長洲町、嘉島町、益城町</p>
---	--

別表第 33 号市町村等の欄中「益城町」の次に「、甲佐町」を加え、同号を同表第 35 号とする。

別表中第 32 号を第 34 号とし、第 31 号を第 33 号とし、同表第 30 号市町村等の欄中「八代市」の次に「、人吉市、荒尾市、水俣市」を、「菊池市」の次に「、宇土市、阿蘇市、合志市、富合町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町」を加え、同号を同表第 32 号とする。

別表中第 29 号を第 31 号とし、第 28 号を第 30 号とし、第 27 号を第 29 号とし、同表第 26 号中市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第 28 号とする。

<p>各市町村(天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、城南町、富合町、美里町、大津町、菊陽町及び荅北町を除く。)、宇城広域連合、菊池広域連合及び天草広域連合</p>
--

別表第 25 号中市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第 27 号とする。

<p>(1)、(2)、(5) から (12) までに掲げる事務にあつては八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、富合町、長洲町、菊陽町、嘉島町、益城町、芦北町、(5) から (9) までに掲げる事務にあつては大津町、(3)、(4)、(13) 及び (14) に掲げる事務にあつては各市(熊本市及び上天草市を除く。)、城南町、富合町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町(八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、富合町、長洲町、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町、芦北町にあつては(13)に掲げる事務のうち、施行規則第 39 条第 1 項に関する事務を除く。)</p>
--

別表中第 24 号を第 26 号とし、第 23 号を第 25 号とし、第 22 号を第 24 号とし、同表第 21 号市町村等の欄中「八代市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第 23 号とする。
 別表中第 20 号を第 22 号とし、同表第 19 号市町村等の欄中「水俣市」を「熊本市、水俣

市、天草市」に改め、同号を同表第 21 号とする。

別表第 18 号市町村等の欄中「宇土市」を「荒尾市、水俣市、玉名市、宇土市」に改め、同号を同表第 19 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

<p>20 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号。以下この号において「法」という。)に基づく事務(その事務所のすべてが一の市町村の区域内にある協業組合に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第 5 条の 7 第 2 項の規定による認可に関する事務 (2) 法第 5 条の 17 第 1 項の規定による認可に関する事務 (3) 法第 5 条の 22 の規定による請求の受理に関する事務 (4) 法第 5 条の 23 第 3 項において準用する中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号。以下この号において「組合法」という。)第 35 条の 2 の規定による変更の届出の受理に関する事務 (5) 法第 5 条の 23 第 3 項において準用する組合法第 48 条(法第 5 条の 23 第 4 項において準用する組合法第 69 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による承認に関する事務 (6) 法第 5 条の 23 第 3 項において準用する組合法第 51 条第 2 項の規定による変更の認可に関する事務 (7) 法第 5 条の 23 第 3 項において準用する組合法第 57 条の 5 ただし書の規定による認可に関する事務 (8) 法第 5 条の 23 第 4 項において準用する組合法第 62 条第 2 項の規定による解散の届出の受理に関する事務 (9) 法第 5 条の 23 第 4 項において準用する組合法第 66 条第 1 項の規定による合併の認可に関する事務 (10) 法第 5 条の 23 第 4 項において準用する組合法第 69 条第 2 項の規定による意見の要求及び調査の嘱託の受理に関する事務 (11) 法第 5 条の 23 第 4 項において準用する組合法第 69 条第 3 項の規定による意見の開陳に関する事務 (12) 法第 5 条の 23 第 5 項において準用する組合法第 96 条第 5 項の規定による登記の嘱託に関する事務 (13) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 104 条第 1 項の規定による不服の申出の受理に関する事務 (14) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 104 条第 2 項の規定による措置に関する事務 (15) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 105 条第 1 項の規定による検査の請求の受理に関する事務 (16) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 105 条第 2 項の規定による検査に関する事務 (17) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 105 条の 2 第 1 項の規定による書類の受理に関する事務 (18) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 105 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による報告の徴収に関する事務 (19) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 105 条の 4 第 1 項の規定による検査に関する事務 (20) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 106 条第 1 項の規定による命令に関する事務 (21) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 106 条第 2 項の規定による解散の命令に関する事務 (22) 法第 5 条の 23 第 6 項において準用する組合法第 106 条第 3 項の規定による官報への掲載に関する事務 	熊本市
---	-----

- (23) 法第 95 条第 4 項の規定による認可に関する事務
- (24) 法第 95 条第 7 項の規定による届出の受理に関する事務
- (25) 法第 100 条の 11 の規定による届出の受理に関する事務
- (26) 法第 101 条の 2 第 2 項の規定による通知に関する事務

別表第 17 号事務の欄中「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ及び第 15 号ニ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ及び第 16 号ニ」に改め、同号を同表第 18 号とする。

別表中第 16 号を第 17 号とし、第 11 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 10 号の次に次の 1 号を加える。

<p>11 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 17 条第 1 項の規定による許可に関する事務 (2) 法第 17 条第 3 項の規定による許可の取消しに関する事務 (3) 法第 17 条第 4 項の規定による許可証の交付に関する事務 (4) 法第 17 条第 6 項の規定による許可証の期間の設定に関する事務 (5) 法第 17 条第 7 項の規定による許可証の書換に関する事務 (6) 法第 17 条第 8 項の規定による許可証の再交付に関する事務 (7) 法第 25 条第 1 項の規定による許可に関する事務 (8) 法第 25 条第 3 項の規定による許可の取消しに関する事務 (9) 法第 29 条第 1 項の規定による認可及び変更の認可に関する事務 (10) 法第 29 条第 4 項の規定による指定に関する事務 (11) 法第 30 条第 3 項及び第 33 条第 2 項の規定による届出の受理に関する事務 (12) 法第 34 条第 2 項の規定による取扱保安責任者等の解任命令に関する事務 (13) 法第 42 条の規定による報告の徴収に関する事務 (14) 法第 43 条第 1 項の規定による立入検査、質問又は収去に関する事務（消費場所に係るものを除く。） (15) 法第 43 条第 1 項の規定による立入検査、質問又は収去に関する事務（消費場所に係るものに限る。） (16) 法第 45 条の規定による緊急措置に関する事務 (17) 法第 46 条第 2 項の規定による報告の徴収に関する事務 (18) 法第 47 条の規定による指示に関する事務 (19) 法第 48 条第 1 項の規定による許可の条件を付すこと（（1）の許可に係るものに限る。）に関する事務 (20) 法第 48 条第 1 項の規定による許可の条件を付すこと（（7）の許可に係るものに限る。）に関する事務 (21) 法第 52 条第 1 項の規定による意見の聴取（（1）の許可に係るものに限る。）に関する事務 (22) 法第 52 条第 1 項の規定による意見の聴取（（7）の許可に係るものに限る。）に関する事務 (23) 法第 52 条第 2 項の規定による通報（（1）の許可及び（2）の許可の取消しに係るものに限る。）に関する事務 (24) 法第 52 条第 2 項の規定による通報（（7）の許可、（8）の許可の取消し及び（16）の緊急措置に係るものに限る。）に関する事務 (25) 法第 52 条第 5 項の規定による通報の受理に関する事務 (26) 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 81 条の 14 の規定による報告書等の受理に関する事務（第 1 欄中 11 及び 12 に規定するものに限る。） 	<p>宇土市及び上天草市（火薬類のうち煙火の消費に係るものを除く。）、（7）、（8）、（15）から（18）まで、（20）、（22）、（24）及び（25）に掲げる事務（火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。）にあっては各市町村（天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、城南町、富合町、美里町、大津町、菊陽町及び荅北町を除く。）、宇城広域連合、菊池広域連合及び天草広域連合</p>
--	--

別表中第 10 号を削り、第 9 号を第 10 号とし、同表第 8 号の次に次の 1 号を加える。

<p>9 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下この号において「法」という。）に基づく事務（事業協同組合、事業協同小組合であって、その地区が一の市町村の区域を越えないものに限る。）のうち、次に掲げるもの</p>	<p>熊本市</p>
--	------------

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 9 条の 2 第 7 項ただし書の規定による承認に関する事務 (2) 法第 9 条の 2 の 3 第 1 項の規定による認可に関する事務 (3) 法第 9 条の 2 の 3 第 2 項の規定による認可の取消しに関する事務 (4) 法第 9 条の 6 の 2 第 1 項の規定による認可に関する事務 (5) 法第 9 条の 6 の 2 第 4 項の規定による変更等の認可に関する事務 (6) 法第 27 条の 2 第 1 項の規定による認可に関する事務 (7) 法第 35 条の 2 の規定による変更の届出の受理に関する事務 (8) 法第 48 条（法第 42 条第 8 項、第 55 条第 6 項及び第 69 条第 1 項において準用する場合並びに第 55 条の 2 第 3 項による場合を含む。）の規定による承認に関する事務 (9) 法第 51 条第 2 項の規定による変更の認可に関する事務 (10) 法第 57 条の 5 ただし書の規定による認可に関する事務 (11) 法第 58 条の 4 の規定による基準の制定に関する事務 (12) 法第 58 条の 7 第 2 項の規定による意見書の写しの受理に関する事務 (13) 法第 58 条の 7 第 3 項の規定による説明及び意見の要求に関する事務 (14) 法第 58 条の 8 の規定による解任命令に関する事務 (15) 法第 62 条第 2 項の規定による解散の届出の受理に関する事務 (16) 法第 62 条第 4 項の規定による解散の認可に関する事務 (17) 法第 66 条第 1 項の規定による合併の認可に関する事務 (18) 法第 69 条第 2 項の規定による意見の要求及び調査の囑託の受理に関する事務 (19) 法第 69 条第 3 項の規定による意見の開陳に関する事務 (20) 法第 96 条第 5 項の規定による登記の囑託に関する事務 (21) 法第 104 条第 1 項の規定による不服の申出の受理に関する事務 (22) 法第 104 条第 2 項の規定による措置に関する事務 (23) 法第 105 条第 1 項の規定による検査の請求の受理に関する事務 (24) 法第 105 条第 2 項の規定による検査に関する事務 (25) 法第 105 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による書類の受理に関する事務 (26) 法第 105 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による報告の徴収に関する事務 (27) 法第 105 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定による報告及び資料の提出の要求に関する事務 (28) 法第 105 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定による検査に関する事務 (29) 法第 105 条の 4 第 2 項及び第 4 項の規定による立入り、質問及び検査に関する事務 (30) 法第 106 条第 1 項の規定による命令に関する事務 (31) 法第 106 条第 2 項の規定による解散の命令に関する事務 (32) 法第 106 条第 3 項の規定による官報への掲載に関する事務 (33) 法第 106 条の 2 第 1 項の規定による変更の命令に関する事務 (34) 法第 106 条の 2 第 2 項の規定による提出の要求及び命令に関する事務 (35) 法第 106 条の 2 第 4 項の規定による認可の取消しに関する事務 (36) 法第 106 条の 2 第 5 項の規定による解任命令及び認可の取消しに関する事務 (37) 法第 106 条の 3 の規定による届出の受理に関する事務 | |
|--|--|

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村等の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行

日以後における法令等の適用については、当該市町村等の長のした処分その他の行為又は当該市町村等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

熊本県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 74 号

熊本県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により設置する熊本県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 3 人以上 5 人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第 4 条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第 5 条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第 6 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 7 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 8 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(部会)

第 9 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第 10 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 75 号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第 1 条 熊本県工場等設置奨励条例(昭和 39 年熊本県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号を次のように改める。

(1) 工場等 製造の事業、ソフトウェア業、旅館業(下宿営業を除く。)、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報通信業、情報通信技術利用業又は自然科学研究所の用に供する施設又は設備をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 同意集積区域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 9 条第 1 項に規定する区域をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 12 年自治省令第 20 号)第 1 条第 1 号イに規定する特別償却設備を有する工場等

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)第 3 条に定める施設を有する工場等

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第 2 条 熊本県税特別措置条例(昭和 39 年熊本県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は中心市街地」を「、中心市街地」に改め、「設置した者」の次に「又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 15 条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って同法第 9 条第 1 項に規定する特定事業のための施設を同項に規定する同意集積区域内に設置した事業者」を加える。

第 4 条の 7 第 2 項中「又は第 4 条の 4」を「、第 4 条の 4 又は第 4 条の 13」に改める。

第 4 条の 12 の次に次の 1 号を加える。

(同意集積区域内における県税の課税免除)

第 4 条の 13 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域内において、同法第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意した日が平成 21 年 3 月 31 日までに行われたものに限る。以下この項において「同意日」という。)から起算して 5 年以内に、同法第 15 条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って同法第 9 条第 1 項に規定する特定事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号。以下この項において「総務省令」という。)第 3 条に規定する対象施設(以下この項において「対象施設」という。)を設置した事業者(総務省令第 4 条に規定するものに属する事業を行う者に限る。以下この項において「対象施設設置者」という。)に対して課する不動産取得税又は固定資産税のうち、それぞれ次の各号に定めるものを課税しない。ただし、固定資産税については、課税しない措置(市町村が行った措置を含む。)がされた最初の年度以降 3 箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 対象施設設置者が設置した対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税

(2) 固定資産税 対象施設設置者が設置した対象施設の用に供する構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)に対して課する固定資産税

2 前項の規定は、第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4 又は第 4 条の 7 の規定の適用がある者については適用しない。

第 5 条中「及び第 4 条の 7(第 1 項第 1 号イを除く。)」を「、第 4 条の 7(第 1 項第 1 号イを除く。)及び第 4 条の 13」に、「及び離島振興法第 20 条」を「、離島振興法第 20 条及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条」に改める。

第 6 条から第 8 条までの規定中「又は第 4 条の 12」を「、第 4 条の 12 又は第 4 条の 13」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 76 号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例

(熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第 1 条 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 54 年熊本県条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 1 号中「20,000 円」を「50,000 円」に改め、同項第 2 号中「50,000 円」を「125,000 円」に改め、同項第 3 号中「100,000 円」を「250,000 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「20,000 円」を「50,000 円」に改め、同項第 2 号中「50,000 円」を「125,000 円」に改め、同項第 3 号中「100,000 円」を「250,000 円」に改める。

第 15 条の 2 第 2 項第 1 号中「30,000 円」を「75,000 円」に改め、同項第 2 号中「50,000 円」を「125,000 円」に改め、同項第 3 号中「100,000 円」を「250,000 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「30,000 円」を「75,000 円」に改め、同項第 2 号中「50,000 円」を「125,000 円」に改め、同項第 3 号中「100,000 円」を「250,000 円」に改め、同条第 4 項第 1 号中「30,000 円」を「75,000 円」に改め、同項第 2 号中「50,000 円」を「125,000 円」に改め、同項第 3 号中「100,000 円」を「250,000 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条、第 18 条関係)

基本部分加入者又は口数追加加入者となった時の年齢区分	掛 金 月 額
35 歳未満の者	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満の者	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満の者	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満の者	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満の者	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満の者	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満の者	23,300 円

(熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和 60 年熊本県条例第 54 号)の一部を次のように改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

昭和 61 年 4 月 1 日現在における年齢区分	掛 金 月 額
35 歳未満の者	5,600 円
35 歳以上 40 歳未満の者	6,900 円
40 歳以上 45 歳未満の者	8,700 円
45 歳以上の者	10,600 円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)の規定により熊本県心身障害者扶養共済制度(以下「県共済制度」という。)に加入している者で、熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和 60 年熊本県条例第 54 号)附則第 2 項に規定する者以外のものに係る改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 2 項中「別表第 2」とあるのは、「熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 76 号)附則別表」とする。
- この条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者でこの条例の施行後に県共済制度に加入する者については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入を県共済制度への加入とみなして、前項の規定を適用する。
- この条例の施行の際現に旧条例の規定により県共済制度に加入している者及びこの条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者でこの条例の施行後に新条例第 4 条第 2 項の規定により県共済制度に加入する者(以下「改正前加入者」と総称する。)に係る新条例第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「50,000 円」とあるのは「30,000 円」と、「125,000 円」とあるのは「75,000 円」と、「250,000 円」とあるのは「150,000 円」とする。
- 改正前加入者に係る新条例第 15 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、これらの規定中「75,000 円」とあるのは「45,000 円」と、「125,000 円」とあるのは「75,000 円」と、「250,000 円」とあるのは「150,000 円」とする。

- 6 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額及び加入者の申出並びに口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表

基本部分加入者又は口数追加加入者となった時の年齢区分	掛 金 月 額
35 歳未満の者	5,600 円
35 歳以上 40 歳未満の者	6,900 円
40 歳以上 45 歳未満の者	8,700 円
45 歳以上 50 歳未満の者	10,600 円
50 歳以上 55 歳未満の者	11,600 円
55 歳以上 60 歳未満の者	12,800 円
60 歳以上 65 歳未満の者	14,500 円

熊本県豊表格付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 77 号

熊本県豊表格付条例の一部を改正する条例

熊本県豊表格付条例（昭和 48 年熊本県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「1 種表、2 種表及び 3 種表」を「一枚物」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 78 号

熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

熊本県流水占用料等徴収条例（平成 12 年熊本県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 6 条 詐欺その他の不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 79 号

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成 12 年熊本県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 6 条 詐欺その他の不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 80 号

熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例

熊本県一般海域管理条例（平成 12 年熊本県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、一般海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。

第 13 条中「一般海域の管理の適正化を図るため」を削る。

本則に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 15 条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 81 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（熊本県育英資金貸与基金条例の一部改正）

第 1 条 熊本県育英資金貸与基金条例（昭和 47 年熊本県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 82 条の 2」を「第 124 条」に改める。

（熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正）

第 2 条 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和 49 年熊本県条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 45 条第 3 項」を「第 54 条第 3 項」に改める。

（熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第 3 条 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 68 条の 2 第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 4 項第 2 号」に改める。

（熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正）

第 4 条 熊本県認定こども園の認定基準に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号中「第 78 条各号」を「第 23 条各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 82 号

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等徴収条例（昭和 23 年熊本県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（単位制によるものに限る。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項第 1 号及び第 4 号に掲げる授業料は、年額を月割りし、次の表に掲げる期限までに納付しなければならない。ただし、本人の希望により前納することができる。

区 分	4 月 分	5 月から翌年 1 月 までの各月分	2 月 分	3 月 分
納付期限	5 月 25 日	各月 25 日	2 月 25 日（最終学年 にあつては 2 月 10 日）	3 月 25 日（最終学年 にあつては 2 月 10 日）

第 2 条第 3 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」を「第 1 項第 2 号及び第 3 号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 項第 2 号に掲げる授業料（履修期間が 6 か月を超える単位に係るものに限る。）について、知事が経済的理由により授業料を一時に納付することが困難であると認めた者は、当該授業料の 2 分の 1 に相当する金額を、それぞれ受講申込みの際及び当該年度の 9 月末日までに納付することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の前日から引き続き高等学校定時制の課程に在学し、平成 19 年度において改正前の第 2 条第 1 項第 2 号の適用を受けていた者のうち、知事が認めたものについては、その者が入学した日の属する年度から起算して 4 年を経過する年度までの間は、改正後の第 2 条及び県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 28 号)附則第 2 項の規定にかかわらず、その者の授業料の額は年額 32,400 円(平成 20 年度分にあつては年額 31,200 円)とし、その納付方法については、改正前の第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる授業料の納付方法の例による。
(県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「同項第 1 号から第 5 号まで」を「県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 82 号)の規定による改正後の第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで」に、「同項第 2 号中「32,400 円」とあるのは「31,200 円」と、同項第 3 号中「1,750 円」とあるのは「1,680 円」と、同項第 4 号中「340 円」とあるのは「320 円」と、同項第 5 号中「1,750 円」とあるのは「1,680 円」と、同項第 3 号中「340 円」とあるのは「320 円」と、同項第 4 号中」に改める。

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 83 号

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和 46 年熊本県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は第 28 条の 6 第 1 項」を「若しくは第 28 条の 6 第 1 項」に改め、「第 2 項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号)第 5 条」を加える。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 84 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「6,000 円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については 6,500 円、)」を「6,500 円(」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第 9 条第 3 項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第 3 号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

別表第 1 中

「			」		
1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
134,000	183,800	221,100	135,600	185,800	222,900
135,100	185,600	223,000	136,700	187,600	224,800
136,200	187,400	224,900	137,900	189,400	226,700
137,300	189,200	226,800	139,000	191,200	228,500
138,400	190,800	228,600	140,100	192,800	230,200
139,500	192,600	230,600	141,200	194,600	232,100
140,600	194,400	232,600	142,300	196,400	234,000
141,700	196,200	234,600	143,400	198,200	235,800

142,800	198,000	236,600		144,500	200,000	237,700	
144,100	199,800	238,600		145,900	201,800	239,600	
145,400	201,600	240,600		147,200	203,600	241,500	
146,700	203,400	242,600		148,500	205,400	243,400	
148,000	205,000	244,600		149,800	207,000	245,300	
149,500	206,900	246,600		151,300	208,900	247,200	
151,000	208,800	248,600		152,800	210,800	249,000	
152,500	210,700	250,600		154,400	212,700	250,800	
153,800	212,600	252,600		155,700	214,600	252,600	
155,300	214,600	254,600		157,200	216,500	254,600	
156,800	216,600	256,600		158,700	218,400	256,600	
158,300	218,600	258,600		160,200	220,300	258,600	
159,700	220,400	260,500		161,600	222,000	260,500	
162,300	222,400	262,400		164,300	223,900	262,400	
164,900	224,400	264,300		166,900	225,800	264,300	
167,500	226,400	266,200		169,500	227,700	266,200	
170,200	228,300	268,200		172,200	229,500	268,200	
171,900	230,200	270,100		173,900	231,300	270,100	
173,600	232,100	272,000		175,600	233,100	272,000	
175,300	234,000	273,900		177,300	234,900	273,900	
176,800	235,700	275,800		178,800	236,500	275,800	
178,600	237,300	277,700		180,600	238,000	277,700	
180,400	238,900	279,600		182,400	239,500	279,600	
182,200	240,500	281,500	を	184,200	241,000	281,500	に改
183,800	242,100	283,200		185,800	242,500	283,200	
185,300	243,700	285,100		187,300	244,000	285,100	
186,800	245,300	287,000		188,800	245,500	287,000	
188,300	246,900	288,900		190,300	247,100	288,900	
189,600	248,400	290,600		191,600	248,400	290,600	
190,900	250,000	292,400		192,900	250,000	292,400	
192,200	251,600	294,200		194,200	251,600	294,200	
193,500	253,200	296,000		195,500	253,200	296,000	
194,900	254,600	297,900		196,900	254,600	297,900	
196,200	256,000	299,600		198,200	256,000	299,600	
197,500	257,400	301,300		199,500	257,400	301,300	
198,800	258,800	303,000		200,800	258,800	303,000	
200,000	260,100	304,700		202,000	260,100	304,700	
201,300	261,500	306,400		203,300	261,500	306,400	
202,600	262,900	308,100		204,600	262,900	308,100	

203,900	264,300	309,800	205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800	219,600	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800	220,600	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800	221,600	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800	222,600	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700	223,400	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500	224,400	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300	225,400	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100	226,500	286,900	335,100

める。
別表第 2 中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500
176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
158,100	173,600	200,200	240,100
159,800	175,400	202,200	241,900
161,500	177,200	204,200	243,700
163,200	179,000	206,200	245,500
164,700	180,900	208,200	247,400
166,600	183,200	210,200	249,300
168,400	185,500	212,200	251,200
170,300	187,800	214,200	253,100
172,000	190,000	216,300	254,800
173,700	192,600	218,100	256,700
175,400	195,100	219,900	258,600
177,100	197,600	221,700	260,400
179,000	200,000	223,600	262,100
181,100	201,800	225,500	263,700

181,000	201,300	225,100	263,700		183,200	203,600	227,400	265,300
183,100	203,100	227,000	265,400		185,300	205,400	229,300	266,800
185,300	205,000	228,700	267,000		187,500	207,300	231,000	268,300
187,700	206,900	230,500	269,000		189,900	209,200	232,800	270,200
190,100	208,800	232,300	271,000		192,300	211,100	234,600	272,100
192,500	210,700	234,100	273,000		194,700	213,000	236,400	274,000
195,000	212,400	235,900	274,900		197,200	214,700	238,200	275,700
196,800	214,200	237,400	277,000		199,000	216,500	239,700	277,600
198,600	216,000	238,900	279,100		200,800	218,300	241,200	279,500
200,400	217,800	240,400	281,200		202,600	220,100	242,700	281,400
202,300	219,500	241,900	283,100		204,500	221,800	244,200	283,100
204,100	221,200	243,600	285,300		206,300	223,500	245,800	285,300
205,900	222,900	245,300	287,500		208,100	225,200	247,400	287,500
207,700	224,600	247,000	289,700		209,900	226,900	249,000	289,700
209,600	226,200	248,500	292,000		211,800	228,500	250,400	292,000
211,400	228,000	250,100	294,000		213,600	230,300	251,800	294,000
213,200	229,800	251,700	296,000		215,400	232,100	253,300	296,000
215,000	231,600	253,300	298,000		217,200	233,900	254,800	298,000
216,700	233,200	254,800	299,900	を	218,900	235,500	256,200	299,900
218,400	234,800	256,400	301,800		220,600	237,100	257,700	301,800
220,100	236,400	258,000	303,700		222,300	238,700	259,200	303,700
221,800	238,000	259,600	305,600		224,000	240,300	260,700	305,600
223,400	239,500	261,100	307,600		225,600	241,800	262,100	307,600
225,200	241,100	262,700	309,500		227,400	243,300	263,600	309,500
227,000	242,700	264,300	311,400		229,200	244,800	265,100	311,400
228,800	244,300	265,900	313,300		231,000	246,300	266,600	313,300
230,400	245,900	267,400	315,200		232,600	247,800	268,000	315,200
231,900	247,500	269,200	317,100		234,100	249,200	269,700	317,100
233,400	249,100	271,000	319,000		235,600	250,700	271,400	319,000
234,900	250,700	272,800	320,900		237,100	252,200	273,000	320,900
236,400	252,200	274,500	322,800		238,600	253,600	274,500	322,800
237,800	253,800	276,200	324,700		239,900	255,100	276,200	324,700
239,200	255,400	277,900	326,600		241,200	256,600	277,900	326,600
240,600	257,000	279,600	328,500		242,500	258,100	279,600	328,500
241,800	258,500	281,400	330,300		243,600	259,500	281,400	330,300
243,400	260,100	283,100	332,000		245,000	261,000	283,100	332,000
245,000	261,700	284,800	333,700		246,500	262,500	284,800	333,700
246,600	263,300	286,500	335,400		248,000	264,000	286,500	335,400
248,100	264,700	288,200	337,100		249,400	265,300	288,200	337,100

に

249,700	266,500	290,000	338,900	250,900	267,000	290,000	338,900
251,300	268,300	291,800	340,700	252,400	268,700	291,800	340,700
252,900	270,100	293,600	342,500	253,900	270,300	293,600	342,500
254,400	271,700	295,200	344,100	255,300	271,700	295,200	344,100
255,800	273,400	297,000	345,800	256,600	273,400	297,000	345,800
257,200	275,100	298,800	347,500	257,900	275,100	298,800	347,500
258,600	276,800	300,600	349,200	259,200	276,800	300,600	349,200
260,000	278,400	302,200	350,900	260,500	278,400	302,200	350,900
261,500	280,000	304,000	352,600	261,900	280,000	304,000	352,600
263,000	281,600	305,800	354,300	263,300	281,600	305,800	354,300
264,500	283,200	307,600	356,000	264,700	283,200	307,600	356,000

改める。
別表第 3 中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000
157,300	220,300
159,400	223,200
161,500	226,100
163,600	229,000
165,800	231,700
168,100	234,500
170,400	237,300
172,700	240,100

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
135,700	185,100
136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700
145,200	203,800
146,900	206,100
148,500	208,400
150,100	210,700
151,600	212,900
153,500	215,300
155,400	217,700
157,400	220,100
159,200	222,400
161,300	225,300
163,500	228,200
165,600	231,100
167,800	233,800
170,200	236,600
172,500	239,400
174,800	242,200

174,800	243,000		176,900	245,100
176,900	245,800		179,000	247,800
179,000	248,600		181,100	250,500
181,100	251,400		183,200	253,200
183,100	254,300		185,200	256,000
184,900	256,800		187,000	258,400
186,700	259,300		188,800	260,800
188,500	261,800		190,600	263,200
190,300	264,100	を	192,400	265,400
192,200	266,700		194,300	267,900
194,100	269,300		196,200	270,400
196,000	271,900		198,100	272,900
197,700	274,300		199,800	275,200
199,600	276,300		201,700	277,100
201,500	278,300		203,600	279,000
203,400	280,300		205,500	280,900
205,400	282,100		207,500	282,600
207,300	283,500		209,400	283,900
209,200	284,900		211,300	285,200
211,100	286,300		213,200	286,500
213,000	287,500		215,100	287,500
215,000	288,800		217,100	288,800
217,000	290,100		219,100	290,100
219,000	291,400		221,100	291,400
220,800	292,800		222,900	292,800
222,900	294,100		224,900	294,100
225,000	295,400		226,900	295,400
227,100	296,700		228,900	296,700
229,000	297,900		230,700	297,900
231,100	299,200		232,700	299,200
233,200	300,500		234,700	300,500
235,300	301,800		236,700	301,800
237,300	302,900		238,600	302,900
238,900	304,100		240,100	304,100
240,500	305,300		241,600	305,300
242,100	306,500		243,100	306,500
243,600	307,600		244,500	307,600
245,100	308,700		245,900	308,700
246,600	309,800		247,300	309,800
248,100	310,900		248,700	310,900

に改

249,700	312,100	250,200	312,100
251,200	313,200	251,600	313,200
252,700	314,300	253,000	314,300
254,200	315,400	254,400	315,400

める。
別表第 4 ア の 表 中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400
291,800	376,000
295,500	378,800
299,200	381,600
302,900	384,400
306,700	387,300
310,600	389,900
314,500	392,500
318,400	395,100
322,100	397,500
325,100	399,800
328,100	402,100
331,100	404,400
334,200	406,800
336,800	408,900
339,400	411,000
342,000	413,100

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
237,700	323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900
255,200	342,200
259,000	345,500
262,600	348,600
266,600	351,800
270,600	355,000
274,600	358,200
278,500	361,300
282,500	365,000
286,500	368,700
290,500	372,400
294,300	376,000
297,900	378,800
301,500	381,600
305,100	384,400
308,800	387,300
312,600	389,900
316,300	392,500
320,000	395,100
323,600	397,500
326,500	399,800
329,300	402,100
332,100	404,400
335,000	406,800
337,400	408,900
339,800	411,000
342,200	413,100

に改

める。
別表第4イの表中

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000

を

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800
161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900
174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
180,700	217,000	252,800	283,400
182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900
190,700	228,500	265,000	296,800
192,100	230,300	266,600	298,600
193,500	231,900	268,400	300,400
194,900	233,500	270,200	302,200
196,300	235,100	272,000	304,000

に

195,500	235,900	273,700	305,700	197,500	236,800	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400	198,800	238,400	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100	200,100	240,000	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800	201,400	241,600	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600	202,600	243,100	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300	203,800	244,600	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000	205,000	246,100	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700	206,200	247,600	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200	207,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800	208,600	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400	209,700	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000	210,800	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500	211,900	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800	212,900	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100	213,900	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400	214,900	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500	215,900	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600	216,900	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700	217,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800	218,900	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700	219,900	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700	220,800	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700	221,700	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700	222,600	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500	223,600	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200	224,600	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900	225,600	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600	226,700	275,200	315,600	340,600

改める。
別表第 4 ウの表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000

162,900	196,000	240,000	265,300		164,800	198,300	242,200	265,500
164,500	197,400	241,500	266,900		166,500	199,700	243,600	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500		168,100	201,100	245,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100		169,700	202,500	246,400	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700		171,200	203,900	247,700	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300		173,200	205,400	249,000	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900		175,200	206,900	250,300	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500		177,200	208,400	251,600	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100		179,400	209,800	252,800	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600		181,500	211,300	254,200	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100		183,600	212,800	255,600	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600		185,700	214,300	256,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200		187,800	215,700	258,200	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800		190,000	217,400	259,600	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400		192,200	219,100	261,000	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000		194,400	220,800	262,400	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400		196,500	222,300	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200		197,800	224,000	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000		199,100	225,700	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800		200,400	227,400	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400		201,600	229,200	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100		202,900	230,700	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800		204,200	232,200	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500		205,500	233,700	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000		206,800	235,200	276,700	304,000
205,900	234,400	278,200	305,600	を	208,100	236,600	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200		209,400	238,000	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800		210,700	239,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400		212,100	240,700	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000		213,500	242,000	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600		214,900	243,300	285,800	313,600
214,100	243,000	287,300	315,200		216,300	244,600	287,300	315,200
215,300	244,300	288,900	316,800		217,500	245,800	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300		218,900	247,100	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800		220,300	248,400	292,100	319,800
219,500	248,500	293,700	321,300		221,700	249,700	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800		223,100	251,000	295,100	322,800
222,400	251,400	296,600	324,300		224,600	252,400	296,600	324,300
223,900	252,900	298,100	325,800		226,100	253,800	298,100	325,800

に

225,400	254,400	299,600	327,300	227,600	255,200	299,600	327,300
226,700	255,900	301,000	328,600	228,900	256,600	301,000	328,600
228,200	257,500	302,400	330,000	230,300	258,100	302,400	330,000
229,700	259,100	303,800	331,400	231,700	259,500	303,800	331,400
231,200	260,700	305,200	332,800	233,100	260,900	305,200	332,800
232,600	262,400	306,700	334,300	234,400	262,400	306,700	334,300
234,000	264,000	308,100	335,700	235,700	264,000	308,100	335,700
235,400	265,600	309,500	337,100	237,000	265,600	309,500	337,100
236,800	267,200	310,900	338,500	238,300	267,200	310,900	338,500
238,300	268,800	312,300	339,700	239,700	268,800	312,300	339,700
239,700	270,400	313,700	341,100	241,000	270,400	313,700	341,100
241,100	272,000	315,100	342,500	242,300	272,000	315,100	342,500
242,500	273,600	316,500	343,900	243,600	273,600	316,500	343,900
243,900	275,200	317,700	345,100	244,900	275,200	317,700	345,100
245,300	276,700	319,000	346,400	246,200	276,700	319,000	346,400
246,700	278,200	320,300	347,700	247,500	278,200	320,300	347,700
248,100	279,700	321,600	349,000	248,800	279,700	321,600	349,000
249,400	281,300	322,900	350,200	250,000	281,300	322,900	350,200
250,900	282,800	324,200	351,400	251,300	282,800	324,200	351,400
252,400	284,300	325,500	352,600	252,700	284,300	325,500	352,600
253,900	285,800	326,800	353,800	254,100	285,800	326,800	353,800

改める。

第 2 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 15 条の 6 第 2 項第 1 号中「100 分の 72.5」を「100 分の 77.5」に改める。

第 3 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 中「法第 28 条の 5 第 1 項」を「再任用職員で法第 28 条の 5 第 1 項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 9 条の 4 を次のように改める。

第 9 条の 4 削除

第 10 条第 5 項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）」に改める。

第 15 条の 6 第 2 項第 1 号中「100 分の 77.5」を「100 分の 75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び附則第 6 項から第 8 項までの規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の規定は平成 19 年 12 月 1 日から適用する。（平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。（施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）
- 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新た

に給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(地域手当に関する経過措置)
- 6 平成 20 年 4 月 1 日の前日において、第 3 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 の規定による地域手当を支給される要件に該当する職員の当該地域手当については、第 3 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成 20 年 4 月 1 日の前日において、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による地域手当を支給される要件に該当する職員のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間において、第 3 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 第 1 項の規定による地域手当を支給される要件に新たに該当することとなる職員の当該地域手当については、第 3 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 第 3 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 第 2 項の規定による他の条例の規定による地域手当を支給されていたもの又は第 3 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 第 3 項の規定による国家公務員等であった者のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間において、第 3 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 第 2 項又は第 3 項の規定による地域手当を支給される要件に新たに該当することとなる職員の当該地域手当については、第 3 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(人事委員会規則への委任)
- 9 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 85 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「6,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については 6,500 円、）」を「6,500 円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第 10 条第 3 項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第 3 号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

別表中

1 級		2 級	
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
147,000	190,500	148,800	192,800
148,500	192,200	150,300	194,500
150,000	193,900	151,800	196,200
151,500	195,600	153,300	197,900
153,100	197,400	154,900	199,700
154,900	199,100	156,800	201,400
156,700	200,800	158,600	203,100
158,500	202,500	160,400	204,800
160,300	204,300	162,200	206,600
162,300	206,200	164,300	208,500

164,300	208,100		166,300	210,400
166,300	210,000		168,300	212,300
168,200	211,700		170,300	214,000
170,400	213,700		172,500	216,000
172,600	215,700		174,700	218,000
174,800	217,700		176,900	220,000
177,100	219,600		179,200	221,900
179,600	222,300		181,800	224,600
182,100	225,000		184,300	227,300
184,600	227,700		186,800	230,000
187,100	230,500		189,300	232,800
188,800	233,400		191,000	235,700
190,500	236,300		192,700	238,600
192,200	239,200		194,400	241,500
193,700	242,000		195,900	244,300
195,400	244,900		197,600	247,100
197,100	247,800		199,300	249,900
198,800	250,700		201,000	252,700
200,300	253,600		202,500	255,500
202,000	256,300		204,200	258,100
203,700	259,000		205,900	260,700
205,400	261,700	を	207,600	263,300
207,000	264,400		209,200	265,900
208,800	267,100		211,000	268,500
210,600	269,800		212,800	271,100
212,400	272,500		214,600	273,700
214,100	275,200		216,300	276,300
215,900	277,900		218,100	278,900
217,700	280,600		219,900	281,500
219,500	283,300		221,700	284,100
221,400	285,900		223,600	286,600
223,200	288,600		225,400	289,200
225,000	291,300		227,200	291,700
226,800	294,000		229,000	294,200
228,700	296,500		230,900	296,500
230,500	299,200		232,600	299,200
232,300	301,900		234,300	301,900
234,100	304,600		236,000	304,600
235,800	307,100		237,600	307,100

に改

237,600	309,600	239,300	309,600
239,400	312,100	241,000	312,100
241,200	314,600	242,700	314,600
242,900	317,000	244,300	317,000
244,700	319,200	246,000	319,200
246,500	321,400	247,700	321,400
248,300	323,600	249,400	323,600
250,000	325,900	251,000	325,900
251,700	328,100	252,600	328,100
253,400	330,300	254,200	330,300
255,100	332,500	255,800	332,500
256,800	334,700	257,400	334,700
258,500	336,900	259,000	336,900
260,200	339,100	260,600	339,100
261,900	341,300	262,100	341,300

める。

第 2 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項第 1 号中「100 分の 72.5」を「100 分の 77.5」に改める。

第 3 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「法第 28 条の 5 第 1 項」を「再任用職員で法第 28 条の 5 第 1 項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 10 条の 3 を次のように改める。

第 10 条の 3 削除

第 11 条第 5 項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）」に改める。

第 13 条第 2 項中「及び第 10 号」を削り、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号中「100 分の 77.5」を「100 分の 75」に改める。

第 18 条中「、第 10 条の 3」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条並びに附則第 6 項から第 8 項まで、第 10 項及び第 11 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例の規定は平成 19 年 12 月 1 日から適用する。
（平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(地域手当に関する経過措置)

- 6 平成 20 年 4 月 1 日の前日において、第 3 条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 の規定による地域手当を支給される要件に該当する職員の当該地域手当については、第 3 条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成 20 年 4 月 1 日の前日において、熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 2 第 1 項の規定による地域手当を支給される要件に該当する職員のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間において、第 3 条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 第 1 項の規定による地域手当を支給される要件に新たに該当することとなる職員の当該地域手当については、第 3 条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 第 3 条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 第 2 項の規定による他の条例の規定による地域手当を支給されていたもの又は第 3 条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 第 3 項の規定による国家公務員等であった者のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間において、第 3 条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 第 2 項又は第 3 項による地域手当を支給される要件に新たに該当することとなる職員の当該地域手当については、第 3 条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第 10 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(人事委員会規則への委任)
- 9 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)
- 10 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和 46 年熊本県条例第 81 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 号中「、第 10 条の 3」を削る。
(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に係る経過措置)
- 11 附則第 6 項から第 8 項までの規定による地域手当を支給される職員に関する熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第 4 条第 1 号の適用については、同号中「第 21 条」とあるのは、「第 21 条並びに熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年熊本県条例第 85 号)附則第 6 項から第 8 項まで」とする。

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 86 号

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表中

1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
147,000	162,400	286,100	148,800	164,400	286,300
148,500	164,500	289,200	150,300	166,500	289,400
150,000	166,600	292,300	151,800	168,600	292,500
151,500	168,700	295,400	153,300	170,800	295,600
153,100	170,700	298,400	154,900	172,800	298,400
154,900	172,900	301,500	156,800	175,000	301,500
156,700	175,100	304,600	158,600	177,200	304,600
158,500	177,300	307,700	160,400	179,400	307,700
160,300	179,600	310,700	162,200	181,700	310,700
162,300	182,300	313,600	164,300	184,500	313,600
164,300	185,000	316,500	166,300	187,200	316,500
166,300	187,700	319,400	168,300	189,900	319,400

168,200	190,500	322,300		170,300	192,800	322,300	
170,400	192,200	324,600		172,500	194,500	324,600	
172,600	193,900	326,900		174,700	196,200	326,900	
174,800	195,600	329,200		176,900	197,900	329,200	
177,100	197,400	331,500		179,200	199,700	331,500	
179,600	199,100	333,800		181,800	201,400	333,800	
182,100	200,800	336,100		184,300	203,100	336,100	
184,600	202,500	338,400		186,800	204,800	338,400	
187,100	204,300	340,700		189,300	206,600	340,700	
188,800	206,200	343,000		191,000	208,500	343,000	
190,500	208,100	345,300		192,700	210,400	345,300	
192,200	210,000	347,600		194,400	212,300	347,600	
193,700	211,700	349,800		195,900	214,000	349,800	
195,300	213,700	351,700		197,500	216,000	351,700	
196,900	215,700	353,600		199,100	218,000	353,600	
198,500	217,700	355,500		200,700	220,000	355,500	
200,200	219,600	357,400		202,400	221,900	357,400	
201,900	222,300	359,300	を	204,100	224,600	359,300	に改
203,600	225,000	361,200		205,800	227,300	361,200	
205,300	227,700	363,100		207,500	230,000	363,100	
206,800	230,500	364,900		209,000	232,800	364,900	
208,500	233,400	366,700		210,700	235,700	366,700	
210,200	236,300	368,500		212,400	238,600	368,500	
211,900	239,200	370,300		214,100	241,500	370,300	
213,500	242,000	372,200		215,700	244,300	372,200	
215,200	244,900	373,800		217,400	247,100	373,800	
216,900	247,800	375,400		219,100	249,900	375,400	
218,600	250,700	377,000		220,800	252,700	377,000	
220,400	253,600	378,700		222,600	255,500	378,700	
222,200	256,300	380,300		224,400	258,100	380,300	
224,000	259,000	381,900		226,200	260,700	381,900	
225,800	261,700	383,500		228,000	263,300	383,500	
227,700	264,400	385,100		229,900	265,900	385,100	
229,500	267,100	386,700		231,600	268,500	386,700	
231,300	269,800	388,300		233,300	271,100	388,300	
233,100	272,500	389,900		235,000	273,700	389,900	
234,900	275,200	391,400		236,700	276,300	391,400	
236,700	277,900	392,900		238,400	278,900	392,900	
238,500	280,600	394,400		240,100	281,500	394,400	

240,300	283,300	395,900		241,800	284,100	395,900
241,900	285,900	397,500		243,300	286,600	397,500
243,700	288,600	398,900		245,000	289,200	398,900
245,500	291,300	400,300		246,700	291,700	400,300
247,300	294,000	401,700		248,400	294,200	401,700
249,000	296,500	403,200		250,000	296,500	403,200
250,600	299,200	404,600		251,500	299,200	404,600
252,200	301,900	406,000		253,000	301,900	406,000
253,800	304,600	407,400		254,500	304,600	407,400
255,500	307,100	408,700		256,100	307,100	408,700
257,100	309,600	410,100		257,600	309,600	410,100
258,700	312,100	411,500		259,100	312,100	411,500
260,300	314,600	412,900		260,500	314,600	412,900

める。

第 2 条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「法第 28 条の 5 第 1 項」を「再任用職員で法第 28 条の 5 第 1 項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けるとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。
(施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整)
- 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けるとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会規則への委任)
- 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 87 号

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 32 年熊本県条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

第 2 条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正

する。

第 4 条の 3 を次のように改める。

第 4 条の 3 削除

第 4 条の 6 第 2 項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものを使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者」に改める。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2 年を超えない範囲内において、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和 59 年熊本県条例第 2 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から 5 年をさかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 14 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

- 第 14 条の 5 自己啓発等休業（職員が 3 年を超えない範囲内において、大学等課程の履修（大学その他の教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加することをいう。）のための休業をすることをいう。以下この項において同じ。）の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

第 16 条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「、第 4 条の 3」を削り、「、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「若しくは第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員又は法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第 3 条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年熊本県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

- 第 4 条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 を次のように改める。

第 6 条の 3 削除

第 7 条の 2 第 2 項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものを使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者」に改める。

第 17 条に次の 1 項を加える。

- 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2 年を超えない範囲内において、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和 59 年熊本県条例第 2 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から 5 年をさかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 18 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

- 第 18 条の 4 自己啓発等休業（職員が 3 年を超えない範囲内において、大学等課程の履修（大学その他の教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加することをいう。）のための休業をすることをいう。以下この項において同じ。）の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

第 19 条の 2 第 1 項中「、第 6 条の 3」を削り、「、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「若しくは第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員又は同法第 28 条の 5 第 1 項の規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び附則第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(地域手当に関する経過措置)
- 2 平成 20 年 4 月 1 日の前日において、第 2 条の規定による改正前の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「改正前の技能労務職員給与条例」という。)第 4 条の 3 の規定又は第 4 条の規定による改正前の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正前の企業職員給与条例」という。)第 6 条の 3 の規定による地域手当を支給される要件に該当する職員の当該地域手当については、第 2 条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「改正後の技能労務職員給与条例」という。)第 4 条の 3 の規定又は第 4 条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の企業職員給与条例」という。)第 6 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日の前日において、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条の 2 の規定又は熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の 2 の規定による地域手当を支給される要件に該当する職員のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間において、改正前の技能労務職員給与条例第 4 条の 3 第 1 項の規定又は改正前の企業職員給与条例第 6 条の 3 第 1 項の規定による地域手当を支給される要件に新たに該当することとなる職員の当該地域手当については、改正後の技能労務職員給与条例第 4 条の 3 の規定又は改正後の企業職員給与条例第 6 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の技能労務職員給与条例第 4 条の 3 第 2 項の規定若しくは改正前の企業職員給与条例第 6 条の 3 第 2 項の規定による他の条例の規定による地域手当を支給されていたもの又は改正前の技能労務職員給与条例第 4 条の 3 第 3 項の規定若しくは改正前の企業職員給与条例第 6 条の 3 第 3 項の規定による国家公務員等であった者のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間において、改正前の技能労務職員給与条例第 4 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項の規定又は改正前の企業職員給与条例第 6 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項の規定による地域手当を支給される要件に新たに該当することとなる職員の当該地域手当については、改正後の技能労務職員給与条例第 4 条の 3 の規定又は改正後の企業職員給与条例第 6 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 88 号

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 180」に改める。
- 第 2 条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第 1 条中「並びに第 5 条第 1 項」を「、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項」に改める。
第 2 条の見出しを「(職員の任期を定めた採用)」に改める。
第 9 条を第 12 条とし、第 8 条を第 11 条とし、第 7 条に次の 1 項を加え、同条を第 10 条とする。
3 任期付短時間勤務職員には、市町村立学校職員給与条例第 8 条の 3、第 9 条、第 9 条の 3、第 10 条の 2 及び第 12 条の規定は適用しない。
第 6 条の見出しを「(県立学校職員給与条例の適用除外等)」に改め、同条第 1 項中「熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校職員給与条例」という。)」を「県立学校職員給与条例」に改め、同条第 2 項中「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)」を「市町村立学校職員給与条例」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 9 条とする。
3 任期付短時間勤務職員には、県立学校職員給与条例第 8 条の 3 から第 10 条まで、第 10 条の 4、第 11 条の 2、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 の規定は適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員給与条例第 11 条第 3 項第 2 号(市町村立学校職員給与条例第 10 条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)、第 13 条第 2 項(市町村立学校職員給与条例第 11 条の 2 の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。
第 5 条の見出しを「(一般職給与条例の適用除外等)」に改め、同条第 1 項中「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職給与条例」という。)」を「一般職給与条例」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 8 条とする。

- 3 任期付短時間勤務職員には、一般職給与条例第 7 条の 3 から第 9 条まで、第 9 条の 3、第 9 条の 5、第 10 条の 2、第 11 条の 2 及び第 11 条の 3 の規定は適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する一般職給与条例第 10 条第 3 項第 2 号、第 13 条第 2 項、第 15 条の 7 及び第 15 条の 9 の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。
- 第 4 条に次の 1 項を加え、同条を第 7 条とする。
- 6 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職給与条例」という。）第 5 条又は熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校職員給与条例」という。）第 6 条若しくは熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第 6 条の規定にかかわらず、それぞれの規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項により定められたその勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 第 3 条中「前条」を「第 2 条」に改め、「採用した日から 5 年」の次に「、第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が 3 年（前条の規定による場合にあつては 5 年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、採用した日から 3 年」を加え、同条を第 6 条とする。
- 第 2 条の次に次の 3 条を加える。
- 第 3 条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。
- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。
- (短時間勤務職員の任期を定めた採用)
- 第 4 条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第 1 項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- (1) 地方公務員法第 26 条の 2 第 1 項又は第 26 条の 3 第 1 項の規定による承認
- (2) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号。以下「勤務時間条例」という。）第 16 条の規定による介護休暇の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による承認
- (任期の特例)
- 第 5 条 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める場合は、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第 3 条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 89 号

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

第 6 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 180」に改める。

第 7 条第 2 項中「5 日間」の次に「（当該第 1 号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。）以外の日）」を、「8 時間の勤務時間」の次に「（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 6 条の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。